

地球惑星科学振興西田賞準備資金取扱規則

2016年5月23日理事会制定

(総則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「当連合」という。）の、地球惑星科学振興西田賞資金（以下「資金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 この資金は、当連合の公益事業である、わが国の地球科学会を代表しての関連科学の振興・普及活動と社会貢献に資するための顕彰制度の一である、地球惑星科学振興西田賞を推進するための事業費に充てることを目的とする。

(資金計画)

第3条 この資金は、寄附金を財源として平成27年度に500万円、平成28年度に500万円、平成29年度に500万円、平成30年度に500万円、平成31年度に500万円、平成32年度に500万円、平成33年度に500万円、平成34年度に500万円、平成35年度に500万円を積立てる。

2 この資金は、平成28年度に500万円、平成30年度に500万円、平成32年度に500万円、平成34年度に500万円、平成36年度に500万円、平成38年度に500万円、平成40年度に500万円、平成42年度に500万円、平成44年度に500万円、を取り崩し、第2条の目的に適う事業費に充てる。

3 この資金の積立限度額は4,500万円とする。

(資金の運用方法)

第4条 この資金は特定費用準備資金とし、元本の安全性に配慮して、定期預金で運用する。

(資金の支出)

第5条 本資金は、地球惑星科学振興西田賞推進の目的に、以下に該当する事業に対して支出することができる。

1. 地球惑星科学振興西田賞副賞

(資金活用の発議・承認)

第6条 第5条に関しては、当連合の顕彰委員会からの発議により理事会の承認を必要とする。

(資金の維持・管理)

第7条 この資金は第2条の目的を達成するため、善良の管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

2 この資金は他の資金と明確に区分して管理しなければならない。

3 この資金は第2条及び5条に規定する事業目的以外に使用することはできない。

やむを得ず事業目的以外に使用する場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3分の2以上の議決を必要とする。

(事業報告)

第8条 会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

(規則の改廃)

第9条 本規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規則は、平成28年5月23日から施行する。